

豊浦町バイオガス事業実施検討委員会運営要綱をここに公布する。

平成28年11月21日

豊浦町長 村井 洋一

豊浦町訓令第 49 号

豊浦町バイオガス事業実施検討委員会運営要綱

(設置)

第 1 条 豊浦町におけるバイオガス事業（以下、「本事業」という。）の実施に関し、本事業について町民及び豊浦町内の各分野に属する者等との意見交換を行うことを目的として、豊浦町バイオガス事業実施検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) バイオガスプラントの運営（原料の回収、発生するガス及び消化液の利用を含む）に関すること。
- (2) その他バイオガス事業の実施に関して必要と認められる事項に関すること。

(構成)

第 3 条 委員会は委員12名以内で組織する。

- 2 委員会の委員は町民及び豊浦町内の各分野（農業、漁業、商工会等）に属する者もしくは団体で構成する。ただし、学識経験者及び所掌事項の検討に必要と認められる者についてはこの限りではない。
- 3 委員の任期は、2年以内とする。
- 4 委員は、再任することができる。

(委員長)

第 4 条 委員会には、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を統括し、進行を司る。

(事務局)

第 5 条 委員会の庶務は、地方創生推進室において処理する。

(委員会)

第 6 条 委員会は、事務局が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。
- 3 委員会には、オブザーバーを置くことができる。
- 4 委員会には、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、事務局が委員会で諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。